神戸地方裁判所委員会(第5回) 議事概要

1 日時

平成17年2月22日(火)14:00~16:30

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

(委員)鵜飼卓,加藤敏員,角田嘉宏,芹田健太郎,林醇,福田康代,藤野亮司, 森岡安廣,山本和秀,吉田博(五十音順。敬称略)

(庶務) 舟橋信夫,森田博,寺田行廣,西山実,吉田進,米沢弘治,木村貴志

- 4 議題
 - (1) 裁判員制度を導入した模擬裁判のビデオ視聴
 - (2) 裁判員制度についての意見交換
 - (3) 第4回神戸地方裁判所委員会以降の裁判所の取組について
 - (4) 次回テーマ
 - (5) 次回期日
- 5 議事
 - (1) 裁判員裁判の模擬裁判のビデオ視聴
 - (2) 裁判員制度についての意見交換

委員長:ビデオを視聴して何か質問はございますでしょうか。

- 委 員:ビデオでは3日間程度で裁判が終わっていましたが,実際はもっと長いんでしょうか。
- 委 員:今は裁判員の方が参加しないプロの裁判官と検察官,弁護人だけで裁判を 行っているものですから,1回の期日で終了するものもありますが,普通の 事件では2回目以降の期日は,1回目の期日から2週間先とか3週間先とか に入れて,1件当たりの審理時間は大体3か月ちょっとぐらいで判決まで至

るというのが平均的です。ただ,裁判員の方に参加していただくと,そんなに長い間拘束することはできないし,記憶も薄れることもあるので,2日,3日続けて審理して,3日目に判決をするというふうな感じでやらないとだめだろうと思われます。

- 委員長:裁判員制度は,殺人とかそういう重罪を扱うわけですが,このような事件ですと平均開廷回数は5,6回程度で,半年ぐらいかけてやっているというのが実情です。これを裁判員が参加する場合には,公判前整理手続を充実して行った上で集中的に審理を行えば,大体の事件は3日か4日ぐらいで終わるという見通しです。
- 委員:そんなに難しくない事件ではそのとおりです。ビデオは,刺した態様も少し争われていますが,殺意が争われただけの多くの証人を調べなくてもいい,手続が複雑でない殺人事件です。これが犯人かどうかを争われたり,起訴されている事実がたくさんあるというふうなことになると,10日とか15日ぐらいかかるということも決してまれではなくなるだろうと思います。

委員長:それでは少し御感想を承っておきたいと思います。

委員: 先日NHKの裁判員制度の特集番組を見ましたが,かなり重たい感じでした。 傍観しているだけなのにこんなに疲れるんだという感じでした。 検察審査員を経験された人たちのアンケートを見せていただいたら, 検察審査会制度に関わられた多くの人たちが,参加してよかったという意見を持ってらっしゃいますので,裁判員制度も広報次第ではうまくいくシステムなんだなというふうに思いました。 先日, てんかん発作でブレーキをかけたが間に合わず,被害者が死亡した交通事故で無罪判決が出ました。 私は,死んでいる人がいるのに無罪判決でよいのかと感じて,もし裁判員制度が導入されて,私が裁判員をしていればどういうふうに受けとめるんだろうというふうに思ってしまいました。

委員長:刑事司法に対して国民が参加する形態として検察官の不起訴処分の相当性

について審査する検察審査会制度があります。これは50年余りの歴史があるわけですが、なかなか検察審査員になっても出てきてもらえない人もいるわけですが、実際に半年間検察審査員の仕事をやっていただいた人たちに話を伺うと、大変よかったという方が圧倒的です。いろんな意味で自分の成長にもつながったという方もおられますし、そういう検察審査員のOBが検察審査協会という組織を作って、その人たちが検察審査制度のPRをしているというような状況もあります。ですから、裁判員の経験をされた方は、多分よかったというか、少なくとも勉強になったとか、そういうことは言っていただける制度であろうと思います。

裁判員になるとした場合に,どういうことが不安とか負担というふうに思われますでしょうか。

- 委 員:書面などでは実感がわかないので,テレビなど目から情報を入れていったらいいのではないかと思います。インターネットで情報を流しても,避けよう避けようと思う人たちが,わざわざ自分から開いて見ることは少ないだろうと思います。
- 委 員:先ほどのビデオのようなものを身近で気軽に見られるような P R , 放送などをしていけば, すごく効果的でないかと思います。
- 委員長:ビデオを身近で見ていただくということが非常に難しいように思うんですが,例えばどういうことが考えられますか。
- 委 員:興味本位でドラマ的にすれば誤解されやすいので,今のうちから徐々に定期的にマスコミの方とお互いに協定し合って,ビデオなどを繰り返し流していくことによって,3年,4年後ぐらいにはみんなが裁判員制度というものを正確に認識してもらうというようなことが大事ではないかと思います。
- 委員長:NHK特集の視聴率は全般的に関東の方が高くて関西が低いという状態で, 10%にはいかなかったようです。ドラマ的にいうと最後にどんでん返しが あった方が面白いので,裁判員のいろんな指摘などで結論がひっくり返った

りするのが面白いのかもしれませんが,実際そのような責任を裁判員に負わせるというのは大変な負担ですし,現実にはそういうようなことはほとんど考えにくいと思います。

- 委員:合議の仕方について,裁判長がかなり主導して,それに対してほかの裁判員及び陪席裁判官が,意見を述べるというやり方をとるのか,それともアメリカ式に陪審員が裁判官のティーチングに基づいて,一人一人が考えて意見を言うというやり方もあるわけです。どういうふうな運営の仕方をするのかが今のビデオを見てもよくわからない。それから,端的にあらわれているのですが,だれか裁判員の1人の方が量刑の相場はどんなものですかということを聞いてました。量刑の相場を聞くんだったら,裁判員制度を導入する意味はないかもしれません。合議についてどういう運営の仕方をするのかについての議論は全部終わっているんですか。
- 委員:裁判官ばかりしゃべって,裁判員があまり意見を言わないうちに結論が出てしまったというような不満などを持たれないように評議を運営しないといけない。ただ,それをどういうふうな形でやったらいいかというのは,裁判員裁判を実施するときに裁判長になるぐらいの裁判官の人にいるんな外国に行ってもらって,情報収集をやりながら,裁判所の方でも研究をしているところです。

合議の運営の仕方ですけれども、裁判員の人に率直にいろんな意見を言っていただくというのはいいけども、全然まとまりのないことを言っていると、合議というのはできないんです。だからある程度裁判官の方で、こういう点はこういう問題があるということを示しながらリードしたりする場面も必要だろうと思います。ただ、それをばかりやってしまうと、裁判官の意見に引っ張られてということになってしまうので、そこらあたりをうまく調整しながら、裁判員の意見を、市民感覚といいますか、そういう意見を出してもらいながら、うまくリードしながらやっていくという作業を裁判長はやってい

く必要があると思います。そういう能力を裁判官もこれから勉強して,養っていかないといけない。それでアメリカとかドイツとかイタリアとかフランスとか,アメリカは陪審制ですけれども,そういう特に参審制をとっているような国に裁判官を派遣したりしながら,勉強して,4年後までにそういうノウハウみたいなものを裁判官も身につけていこうということをやっているところです。

- 委 員:その点に関しまして,今のビデオで未必の故意を認定して量刑が6年という判決になってますね。そこに至る,その合議体の意思決定方法がわからないのです。
- 委員:もともとは12時間ぐらいかかった模擬裁判を,4時間ぐらいのビデオにまとめました。そこではかなり詳しく合議をしております。ただ,その4時間のビデオを一般の方に見ていただくというのも難しいものですから,それを90分ぐらいのビデオにまとめました。今見ていただいたのはそのビデオですので,かなり合議の内容もカットしてあります。合議の内容がよくわからないじゃないかという感想をお持ちになったのかもしれませんが,ただ4時間もののビデオですと,そこらあたりはもう少し詳しく出ておりますし,実際はそれ以上に恐らく合議はされていたのだろうと思います。
- 委員長:通常の,裁判員がいない裁判の合議というのも,それぞれ論点ごとにお互いの意見を出して,疑問があればそれについてさらに調べたり,あるいは反論を聞いたりして結論を導き出します。最終的にどうしても意見の一致をみないということになれば,それはもう多数決で決める以外ないと思いますが,民事では大体そういうふうなことをやっておりまして,多数決になった経験もあります。

私どもが心配しておりますのは,裁判員になった方が緊張されて,慣れていないということで,十分に意見が言えないんじゃないか。それで裁判長としては,裁判員に十分意見を述べていただけるようにいろんな説明もし,そ

れから特に難しい言葉が多々出てまいりますので,理解できるような言葉で十分な説明を行って,裁判員の方に十分発言してもらえるようにするのが最も大事な事柄じゃないかなと思っております。

具体的な提案がございますか。

- 委 員: どの辺まで裁判官からの裁判員に対する説明とか整理が行われるかという ことが問題だと思うんです。しかし,それがいわゆる人民裁判にならないた めには,そういうプロの説示,教示は必要だと思うし,問題は裁判官がどう いうふうに裁判員に対して説明していくかということでないかと思います。
- **委 員:裁判の評議というのは,結論みたいなものが決まっていて多数で勝つとか** 負けるとか、そんなことをやる場ではないんです。いろんな議論を闘わせて、 それで何が真実なのか、それを今は3人ですけれども裁判員を入れれば9人 で発見していく。いろんな議論をしてどこか考え落ちがないだろうか,どこ か見落としはないだろうか、こういうことがあり得るんではないかというこ とをいろいろみんなが意見を出し合いながら、そしてこの事件ではどういう ふうに見るのが、どういうふうに事実認定をしていくのが、あるいはどうい うふうに量刑を決めていくのがいいかと考えながら,一番いい結論を見つけ 出していく、そういう手続なんです。ですから、最終的に多数決になること が全くないわけではありませんけれども、大抵の場合はお互いに議論をして いく中で,ある程度話が一致していく場合が裁判官の場合は多いです。だか ら,裁判員の方に入っていただいても基本的にはその合議のやり方というの は変わらないのかなと思います。だから、勝つとか負けるとかではなくて、 みんなで意見交換をして、別の人の意見に納得すれば自分の意見を変えてし まっても、それは何にも恥ずかしいことではないわけです。そういうことを やりながら自分自身の意見をまとめていって、そして全体的に最後にその一 つの合議体でいい結論を見いだしていく。合議の方向としては,そういう作 業だろうと思います。

それから、今まで裁判官が裁判をやっていく中で事実を認定していく一つ の手法みたいなものはあるんです。今の事件では殺意が問題になっていまし たけれども、殺意がありましたか、どうですか、さあ議論してくださいと言 ってみても,それはワイドショー的な議論にしかならないので,客観的な事 実は何か全部確定した上で、それを前提にして、この場合に殺意があったの かというような議論をやっていくわけです。今回の場合は凶器が刃渡り11 センチぐらいの果物ナイフでしたけれども、そうであるのと、刃渡り20セ ンチ以上の刺身包丁とでは全然違います。刺した部位は一体どこなのか。胸, 太もも,腹など場所によって違います。刺した回数は何回か,刺した深さが どのぐらいか。例えば刃物を刺してから場合によってはえぐるようなことも あるし、1回戻してもう一回2度突きするとか、そんな事件もあります。傷 害の態様がどんなものかなどを一つ一つ認定していきます。それから犯行に 至る経緯であるとか,いろんな客観的な事実をできるだけ認定していって, そういうものを前提にして殺意があるかというようなことを認定していきま す。裁判官はそういう事実認定の手法といいますか、そのプロセスはある程 度リードしていかないといけないかなと思います。勝手に殺意はあると思い ますか、あると思う人は手を挙げてください、ないと思う人は手を挙げてく ださいというような形でやっていたのでは、なかなかきちっとした合議はで きない。今言ったような形で一つ一つの問題点を解決して,それを前提にし て議論していただきましょうという形になっていくのかなと思います。だか ら、ある程度リードし、ただあまり前面に出すぎると裁判官ばかりが話をし てということになりますから,少し考えながら,だけれども議論がきちっと した方向に行くように、事実認定が筋道から外れないように、そういうリー ドは裁判長がやっていかないといけないのかなと思います。

委員:私は全く不勉強で裁判員のことについてもよく知らないんですけれども, ちょっと身近で話題になると,やりたくないなというのが先に出てきてしま うのが今の現実だろうと思います。日本の裁判員というのが一体どういう位置づけになるのかというのが、よく皆さんにまだわかってないということがあろうかと思います。選挙権を有する国民全員の義務になり、年齢制限はないが70歳以上の人は辞退できるということですが、恐らく今のまま、実際平成21年から始まってしまうと、辞退したいと思う人がいっぱいの裁判員制度になるのではないのかなというふうに、今は思ってます。ですから、どうやって国民にこのことをうまく理解していってもらうのか、そのためには裁判員制度というもののイメージがよく伝わるような、陪審員とは違うが、かといって裁判官の後についていくだけではないということを一般市民にうまく説明していくことが大切なんじゃないかなと思います。

- 委員長:裁判員制度の導入の意味をもっと国民にわかるような形で説明していく必要があるということでしょうか。そのほかに、例えば裁判員の負担とか、自分はやりたくないというふうに思われる方も多いかと思うんですが、その辺のところは皆さんどのようにお考えでしょうか。きょうのビデオですと3日間の拘束になるわけですが。この前のNHK特集で、裁判員をあんまりやりたくないという人の理由の8割近くは人を裁きたくないというような理由であったかと思うんですが、確かにその人を裁きたくないという気持ちはわからなくはないんですけれども、そのほかにどうですか。
- 委 員:人を裁きたくないということが1つと,非常に心理的に負担になる。それは人を裁きたくないということもあると思いますが,時間的に,それから問題を自分がどれだけ理解できるのかというようなこと,そういうことも含めて非常に負担になるのではないのかというおそれを持っておられる方が多いんじゃないかなと思います。
- 委員長:負担がないと言えばうそになるわけですが,特に裁判の中で最も大事なの は事実を認定するということなんです。それは,実は人間があらゆる場面で 自分がどういう行動を起こすかというときに必ずやっている事柄なんです。

ですから、そういう意味で全く無縁な、普通やらないようなことをやるわけではないので、負担がないということはありませんが、例えばアメリカ等で陪審でやっているように、できないことではないと思います。

それから、時間の点は皆さんどれぐらいだったら耐えられるんでしょうか。 その辺を伺いたいと思います。きょうのビデオは3日でしたよね。3日連続 ぐらいならいいのか、例えばこれが10日ぐらい必要になる、そういうとき に10日連続がいいのか、1週間に1回ずつ10週間とかいうようなことも 考えられるのかなと思いますけど、皆さん何か御意見ございますか。

委 員:私でしたら,例えば3日間連続して休暇をとれるかと言えばなかなかとれないです。そうすると,1週間ごとに1日ずつで3日とっていく方がとりやすい。皆さんも大体そんな感じかなと思います。

委員長:自営業の方はどうでしょうか。

委員:普通3日間連続して休まれると大変困るという気がします。

委員長:それから,自分が理解できるのかということで,きょうのビデオを御覧いただいて,裁判官ばかりしゃべっているような感じもしましたけど,裁判官も含めて検察官,弁護人の訴訟活動について何か御意見はございますか。

委 員:裁判に特有な単語は一般市民には非常に入りにくいと思います。

委員長:やはりいきなりああいう言葉が飛び交ってくると,まずそこでもって心理的に拒否感を感じてしまうんでしょうね。その辺は,裁判所もできるだけ普段一般の人が使うような言葉で説明をしていきたいと考えております。何か弁護士会の方ではそういうことをやっているんですか。

委員:先ほども話に出てましたけれども,一般の方に理解してもらうためには模擬裁判などがいいのではないかと思います。裁判員制度というのは陪審と参審をまぜたような制度ですし,ほかの国の研究をして,いいところは導入するということは十分に考えられると思います。弁護士会では,石坂浩二主演の裁判員制度のビデオを作成しました。そのときはまだ裁判員の人数が決ま

ってなかったので,裁判官1人と裁判員9人という構成でしたが,やはり裁 判員を参加させた意義というのか,社会的な意味というか,単に殺意がどう だったかという認定だけじゃなくて社会的な環境をある程度考えたようなビ デオだったと思うので、あれは非常によかったなというふうに思いました。 兵庫県弁護士会でも何回か模擬裁判をやって,裁判官が1人か3人に対して, 裁判員が3人の場合と6人の場合と9人の場合で評議がどういうふうに変わ るかということをしました。裁判官がある程度誘導していくと、これは弁護 士会の企画で恐縮ですけれども有罪になって, そうでないと無罪になったと いうふうな分かれ方をしたこともあります。ですから、そのあたりは裁判員 が6名に決まったというのはよかったとは思います。実際に、その模擬裁判 の場合は地下鉄などに広告を出して裁判員を公募したんですが、来られた方 は大体ニ,三十代の方と70歳前後の方が多かったです。これはあるロータ リークラブの話なのですが,70歳以上の人は積極的にやりたいが,裁判員 になれるかという相談を聞いたことがあります。また、現実に模擬裁判の裁 判員に公募してきた方の議論というのは非常にしっかりしていて、これは感 心したというか,何とかやれそうだなというふうな感触は持ちました。広報 をやるのならば、裁判所と検察庁と弁護士会で合同で協議をしながら模擬裁 判を行っていけたらいいと思います。

委員長:今のところは何となくばらばらにやっておりますが,将来を見通せば今言 われたようなことになるのかもしれません。

今日見てもらったビデオの裁判員の選任のところで,辞退をしたいという人が2人おられて,片方は辞退を認め,もう一方は辞退を認めなかったんですが,自分が裁判員になるとした場合に,辞退事由についてはどういうふうにお考えになられましたか。

委 員:辞退のところは,選挙に行くときの義務とか納税の義務とかというのと同じように,国民の義務という形ですので,あまり辞退をたくさん認めること

はよくないんじゃないかなと思います。ビデオでは、介護度5の方の娘さんの辞退は認めるが、百貨店に勤めている方が忙しいというだけでは辞退は認めないということでしたが、あの程度でいいと思います。

ちょっと議論がまた戻るかもわかりませんけど、裁判員制度が日本で定着するかどうかということで一番難しいところは、裁判員になって判決に加わって、それが後から覆されたりした場合、例えば裁判員裁判で実刑にしたところ、二審で執行猶予がついたというふうな形になれば、一審の裁判員の方はものすごい責任を感じるんじゃないかと思うんです。ちょっと表現方法がうまいこといきませんけど、二流、三流のマスコミなどがそういう裁判員を攻撃するといいますか、責任を追及するというような形になれば、まじめな裁判員の方がそれを感じてやっぱりちゅうちょしてしまうんじゃないかなという、そういうのが一番気になります。また、裁判員の方が責任を追及されるという制度にはなっていなくても、裁判は公開の原則があるわけですから、重たい結論ばっかりしているとか、逆に軽い結論ばっかり出している裁判員だというふうなことで言われる可能性があるんじゃないかと思います。

- 委員長:裁判員は1つの事件だけを担当するので,そういうふうなことは言われる 心配はないと思いますが,裁判員をどうやって守るのかという視点はもちる ん考えていかなければいけないと思います。ただ,裁判員の住所氏名はもち ろん明らかにいたしませんが,知っている人がいれば法廷で見てあの人はだれだとわかってしまうおそれがあることは事実だと思います。
- 委 員:普通の事件はマスコミから注目もされてなくて,裁判官もそれほどマスコミに対するプレッシャーを感じながら仕事をしているわけではないんですけれども,著名な事件で大きく報道されているような事件で,しかもマスコミは一定の方向を持って報道していることが多いです。こいつは有罪に決まっているとか,こんなやつは厳罰に処さないといかんというような感じで報道している事件です。だけれどもマスコミは一定の情報でしか報道してないし,

一定の考え方で報道していることが多いと感じます。裁判所というのは目の前に出てきた取り調べた証拠に基づいて判断しますし、マスコミ等で報道されてないような被告人に有利な事情も当然加味しながら事実認定や量刑判断も行っています。そうすると、こんな判決をしたらマスコミはたたくだろうなと思いながらも、証拠に基づけばこういう判断をしなければならないということで判決をしていくこともあるわけです。そういうプレッシャーみたいなものは、裁判員の人も感じることがあるかなという感じはします。だからといって裁判員がマスコミの言うことに流されてもらっては困るわけです。裁判官は、例えばマスコミがいくら厳罰にと言っても、事件によってはそれほど重い判決はできないし、こういう事実認定しかできない、場合によっては無罪ということもあり得るんだということを証拠に基づいて裁判員に説明していかなければいけないんだと思います。

- 委員長:いわゆる裁判員法によりますと,裁判員を特定するに足るような情報は公にしてはならないということになっておりますし,検察官や弁護人なども裁判員候補者の氏名とか,それから先ほど出ていました質問票の内容を漏らしてはいけないというふうな枠組みになっておりますし,裁判員等に接触してはならないということがあります。ですから,そういうふうな枠組みで裁判員も一応守られておりますし,それから今日はどなたもおっしゃいませんでしたが,裁判員になったことでほかから危害を加えられる心配があるのではないかと思われるような事件については,裁判員裁判ではなくて,裁判員でない裁判官だけで行うということになろうかと思います。そういう形で,裁判員の方には余り御心配いただかなくてもいいのかなと思いますし,そこらあたりをもっとPRしていかないといけないと思います。
- 委 員:もう1つ関連するんですけど,裁判員が6人もいると,どうしても評議の 内容等が漏れる可能性が考えられるので,それを防ぐ特別な手だてというの は考えておかないといけないと思います。法律で守秘義務があるからだめで

- すよ,裁判官から絶対に外でしゃべってはだめですよと言っていても漏れる おそれはあると思います。
- 委員長:100%そういうことはないとは申し上げられないのですが,一応それに ついても刑罰をもって臨んでいるので,それ以上のことはできないのではな いかと思っております。
- 委員:裁判員制度と法律ができて,どうしても解けないのは,何で国民が参加し なければいけないのかということです。最近の世論調査でもやはり嫌だとい う方が多い。日本人のことですから,義務づけたら参加すると思います。で も、なぜ裁判を裁かなきゃいけないのかというところに行き着いてしまうよ うな気がするんです。もう1つ,日本の裁判制度の場合ですと裁判長がいて, 右陪席裁判官,左陪席裁判官がそれぞれいて,年齢構成も分けてあるわけで す。そういう形でプロフェッショナルとして教育を受けて裁判長になってい く。その中で人を裁くということについて,例えば一番最初に死刑判決をし たときのことを忘れないんだろうと思うんですが、そういう関わったときの ことを思いながら裁判を行っているので、裁判官はプロとしての素養がある ということになると思うんです。でも,いきなり裁判所に行って,生涯1回 あるかないかの話で、なぜやらなきゃいけないのか、やっぱり解けないとい う気がするんです。いろいろな問題は多分クリアできるだろうと思いますが, どうしてもわからないんです。例えばアメリカの陪審員制度であれだけ大議 論できるのは,裁判官だって検察官だって選挙だとかいろんなことをやって いるわけです。だから司法が身近にあるんだろうと思うんです。でも、日本 はそうじゃなくてプロでずっと来ているわけですから、市民感覚を持ち込め といわれても,では市民感覚というのは裁判官はどういうものと考えている んですかと聞きたいんです。裁判所が国民参加を言うんなら,市民感覚の中 身として何を期待しているのか。義務だから定着すると言えばそのとおりか もしれないんですけれども,7割も8割もの人が裁判を裁くのは嫌だと言っ

てます。裁判員制度が施行されることが決まっているから余計にそのことの 努力をしなきゃいけないんじゃないかなという気がしているんです。

- 委員長:非常に根本的な問題で、おっしゃるとおりだという気はいたします。ただ ヨーロッパ等を見ましても、市民社会の構成員である市民として司法につい ても一定の責任を分担していかなくてはいけないんじゃないかと思います。 市民感覚を持ち込むというのは非常によくわからないことでして、何が市民 感覚かという問題もあります。ですけれども、この前のNHK特集の最後の 方で言っていましたけれども、裁判員制度が導入されることによって日本の 言ってみれば民主主義がより進化し発展していくんではないか、それに対す る期待が大きいのではないかという気はしております。
- 員:今,裁判所の方から,言ってみれば国民に対して市民感覚,市民社会に参 画ということを求められているんですね。逆に国民の側から裁判所に、あな たたちは市民感覚を持ちなさいという声は、この委員会もそのためのものの はずですけども、裁判官は多分感じてはいないんですよ。だから、そこが一 番問題じゃないのか。そういうコミュニケーションというのがなければ,何 で裁かないといかんのかというところについては解けないんだという気がす るんです。例えばドイツですと,裁判官は多分ドイツ人の中でもっとも市民 感覚を持っている人として,戦後ですけど受け入れられてきたんだろうと思 うんです。つまり,第2次世界大戦の中で,裁判制度,裁判官自体がひどい ことをやっていましたから、その行ったことが何であったかという反省をし て、その上に裁判官の市民性をずっと議論しながら来て、そういうものがド イツでははぐくまれているんではないかと思います。日本の場合ですと,人 と交わるなとか、外からの話は雑音だから聞くな、雑音だと言った人は最高 裁長官でしたけれども,そういう形で孤高を保ってきた。そのことが裁判の 神髄として,多分今でも信じられているんではないでしょうか。だから,友 人であったのに裁判官になったから交際をやめたとか、それは組織だからそ

んな人もいると言われればそのとおりなんですが、ただやっぱり裁判所の持っている体質みたいなものがそういうものを生み出すんではないでしょうか。だからもっと裁判官が市民の方に出かけていく、それで話をするとか、あるいは裁判所が市民に近づけるようにするとかということをしないと、義務だから来なさいではやっぱり難しいんじゃないのかなと思います。

ビデオを見てまして非常に引っかかったのは,裁判員を選ぶのに裁判官が 法壇の上にいたでしょう。裁判員候補者の席は被告人席ですよ。裁判員にな ると被告人席に座らされて調べられるという感じがします。あれはかなわな いです。

- 委員長:おっしゃることは大変よくわかるので,裁判員制度が発足して裁判員と裁判官とがもっと共同して一つの事件を解決していくわけで,そういう作業がずっと行われることによって裁判官の市民感覚も養われるかもしれないなとは思っておりますし,裁判所も考えておられるほどかた苦しくもないのではないかと,私は内部におるからそう思うのかもしれませんが,思っておりますし,もっともっと裁判官なり裁判所は市民との距離を縮める努力をしなければいけないというのはそのとおりだと思いますので,今後とも努力していきたいと思います。
 - (3) 第4回神戸地方裁判所委員会以降に改善した点及び取り組んだ点について 民事調停委員の選考について

民事調停委員は最高裁判所が任命することになっており,地方裁判所はその候補者を上申するだけですが,4月期の新任候補者のうち女性候補者は約14%となっており,今後もこのような傾向が続くように,推薦の依頼をしていきたい。

広報活動について

・ 神戸裁判デーは,平成16年11月10日及び12月10日と平成17 年2月9日に実施した。 11月は第4刑事部が担当で,裁判官から刑事裁判の手続の流れを説明した後,通訳を要する外国人の窃盗事件を傍聴してもらった。28人参加

12月は第4民事部が担当で、民事裁判の手続のビデオを見てもらった上、裁判官から傍聴事件の概要について説明した後、損害賠償事件の証人尋問について傍聴してもらった。12人参加

2月は神戸簡易裁判所が担当で、震災後10周年を機会に、民事調停委員が震災調停を振り返って講演を行った後、模擬調停を行った。また、震災当時、避難所となっていた交通裁判所控室に当時の写真等を展示した。 30人参加

- ・ 出前講義は,11月18日に六甲アイランド高校で実施した。
- 裁判員制度についても説明会を実施している。

10月26日に法の日週間記念行事として裁判員制度の説明会を実施した。刑事事件傍聴の後,裁判官,検察官及び弁護人への質疑応答があり, その後,裁判官から裁判員制度についての説明を行った。25人参加 また,11月30日には,神戸税関で,刑事の書記官から,約100人 に対して説明会を実施した。

・ 8月26日から神戸新聞に裁判官等が寄稿する原稿が掲載されている。

(4) 次回テーマ

裁判員制度の広報活動について

(5) 次回期日

平成17年6月7日(火)14:00~16:00